

岩倉市多胎児家庭サポーター派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠期から出産後の心身の不調又は育児不安を抱える多胎児家庭に対して、家事、育児支援等の支援者(以下「サポーター」という。)を派遣する岩倉市多胎児家庭サポーター派遣事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「多胎児家庭」とは、次に掲げる世帯をいう。

- (1) 2歳未満の子(2歳に達する日の属する月の末日までの間にある子を含む。)(多胎児に限る。)がある家庭
- (2) 多胎妊娠中で母子健康手帳の交付を受けた者(以下「多胎妊婦」という。)がある家庭

(事業の委託)

第3条 市長は、適切な事業の運営が確保できると認められる者(以下「受託事業者」という。)に事業を委託することができる。

(事業の内容)

第4条 事業は、受託事業者が派遣するサポーターが、多胎児家庭において、次に掲げるサービスを行うことにより実施するものとする。

- (1) 家事援助に関すること。
 - ア 食事の準備及び片付け
 - イ 居住等の清掃及び整理整頓
 - ウ 衣類の洗濯
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ その他市長が特に必要と認める家事
- (2) 育児援助に関すること。

- ア 食事及び授乳介助
- イ おむつ交換
- ウ 沐浴介助
- エ その他市長が特に必要と認める必要な育児
(対象者)

第5条 事業の対象となる者は、市内に住所を有する多胎妊婦及び生後2歳未満多胎児を養育する保護者とする。

(利用期間)

第6条 事業を利用することができる期間は、多胎妊婦が母子健康手帳の交付を受けた日から、多胎児が2歳に達する日の属する月の末日までとする。

(事業の利用時間等)

第7条 事業は、次に掲げる日以外の日において実施するものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 事業の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 事業を利用することができる時間の上限及び1日に事業を利用できる回数は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

対象期間	対象期間中の上限時間	1月当たり上限時間	1日当たり上限時間	1日当たり利用回数
妊娠中（母子健康手帳の交付を受けた日から出生の前日まで）	20時間	20時間	2時間	1日1回
子の出生の日から	345時間	69時間	4時間	1日2回

子が4か月に達する日の属する月の末日まで				
子が4か月に達する日の属する月の翌月の初日から1歳に達する日の属する月の末日まで	3 6 8 時間	4 6 時間	4 時間	1 日 1 回
子が1歳に達する日の属する月の翌月の初日から2歳に達する日の属する月の末日まで	1 9 2 時間	1 6 時間	4 時間	1 日 1 回

(登録申請)

第8条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、岩倉市多胎児家庭サポーター派遣事業利用登録申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。

(登録の決定等)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、岩倉市多胎児家庭サポーター派遣事業利用(承認・不承認)通知書(様式第2)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容及び利用日時の調整)

第10条 市長は、前条の規定により事業の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)から事業の利用に係る申出があったときは、世帯の状況を確認した上で、利用する事業の内容及び事業の利用日時について、受託事業者と調整するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者は、継続して事業を利用するときは、当該利用の日時を受託事業者と直接調整することができる。

(利用の変更又は中止)

第11条 利用者は、事業の利用日時を変更し、又は事業の利用を中止しようとするときは、変更し、又は中止しようとする利用日の前日（当該日が受託事業者の休業日にあたる場合は、その前営業日）の午後5時までに、受託事業者にその旨を連絡しなければならない。

(利用料等)

第12条 利用者は、利用料を事業者に直接支払うものとする。

2 事業の利用料は、市長が別に定める。

3 利用者は、自己の都合により前条に規定する日時までに受託事業者に連絡することなく事業の利用を中止した場合は、当該事業に要する費用に相当する額を受託事業者に支払わなければならない。

(実績報告及び費用の請求等)

第13条 受託事業者は、事業の実施状況を1月ごとに取りまとめ、岩倉市多胎児家庭サポーター派遣事業実績報告書（様式第3）に事業の実施内容を確認できる書類を添えて、当該事業を実施した月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。

2 受託事業者は、前項の報告に合わせて、事業を実施した月分の事業に要した費用から、利用者から徴収した利用料を控除した額を、市長に請求するものとする。

3 市長は、第1項の報告及び前項の請求を受けたときは、受託事業者に対し、委託料を支払うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第8条関係）

岩倉市多胎児家庭サポーター派遣事業利用登録申請書

年 月 日

岩倉市長様

次のとおり多胎児家庭サポーター派遣事業の利用登録を申請します。

申請者	(ふりがな) 氏名			生年月日	年 月 日
				連絡先	
	住所				
	出産日	年 月 日	出産 予定日	年 月 日	
緊急連絡先	氏名			連絡先	
世帯構成	氏名	続柄	生年月日	勤務先等	
		本人			
利用内容	家事援助	<input type="checkbox"/> 食事の準備及び片付け <input type="checkbox"/> 居住等の清掃及び整理整頓 <input type="checkbox"/> 衣類の洗濯 <input type="checkbox"/> 生活必需品の買物 <input type="checkbox"/> その他			
	育児援助	<input type="checkbox"/> 食事及び授乳介助 <input type="checkbox"/> おむつ交換 <input type="checkbox"/> 沐浴介助 <input type="checkbox"/> その他			
世帯区分	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市県民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 課税世帯				
<p>この事業の利用登録を申請するにあたって、市が私の住民基本台帳及び課税状況を閲覧すること及びこの申請書の記載内容をサポーター派遣事業所に情報提供することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>					

様式第2（第9条関係）

岩倉市多胎児家庭サポーター派遣事業利用（承認・不承認）通知書

年 月 日

様

岩倉市長

年 月 日付けで申請のありました岩倉市多胎児家庭サポーター派遣事業の利用登録について、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定区分			
利用者	氏名		
	住所		
利用料	1時間当たり	円	世帯区分
利用事業者	連絡先		
不承認の場合の理由			
特記事項			

(参考様式)

岩倉市多胎児家庭サポーター派遣事業利用管理票

年 月分

利用者氏名	
-------	--

派遣日	主なサービス	派遣時間	利用時間	利用者確認 押印署名
月 日		: ~ :		
月 日		: ~ :		
月 日		: ~ :		
月 日		: ~ :		
月 日		: ~ :		
月 日		: ~ :		
合 計				

(事業者名)